

令和7年度 忠岡町環境白書

令和8年1月

目 次

1 環境行政

- (1) 忠岡町環境保全条例..... 1
- (2) 組織体制..... 6
- (3) 忠岡町環境保全審議会 7

2 地球環境

- (1) 温室効果ガス排出量の状況..... 9
- (2) 再生可能エネルギーの導入状況 12
- (3) 気候変動の推移と影響..... 14

3 資源循環

- (1) ごみの排出量 15
- (2) リサイクル..... 16

4 生活環境

- (1) 大気 17
- (2) 水質..... 26
- (3) 騒音・振動 27
- (4) 公害苦情件数 28

1 環境行政

(1) 忠岡町環境保全条例

昭和51年8月11日条例第20号

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、忠岡町における社会環境及び自然環境の保全並びに育成に関し、必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 社会環境及び自然環境の保全並びに育成は、次の各号に掲げる基本理念に従って推進しなければならない。

(1) 住民はひとしく健康で文化的な生活を営む権利を有するものであり、町、住民及び事業者はあらゆる方法を尽くしてその実現に努めること。

(2) 社会環境及び自然環境の保全並びに育成に関する施策は、現在及び将来の住民の参加、協力及び理解に基づいて行われること。

(3) 社会環境及び自然環境の保全並びに育成に関する施策を進めるにあたっては、他の公益目的との適正な調和について配慮するとともに、土地の所有者及び利害関係人の正当な利益を尊重すること。

第2節 責務

(町長の責務)

第3条 町長は、良好な環境を確保するため、その基本的かつ総合的な施策の策定並びに実施に努めなければならない。

(自然保護活動の育成)

第4条 町長は、住民が行う自然環境の保全及び育成を図るための自主的活動の育成に努めなければならない。

(開発行為の規制)

第5条 町長は、土地の区画、形質の変更を伴う開発行為(以下「開発行為」という。)に対し、その行為が良好な環境をそこなうことのないよう必要な指導をしなければならない。

2 町長は、計画的で良好な市街地の形成のため、開発行為に対する公共、公益施設の設置基準その他開発行為に伴う施設等の整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(住民意志の尊重)

第6条 町長は、社会環境及び自然環境の保全並びに育成に関する住民の意見及び提案を尊重し、行政上実施可能なものについては、必要な措置を講ずるものとする。

(土地の確保)

第7条 町は、社会環境及び自然環境の保全並びに育成のため緊急に必要と認められる土地を借り入れ、又は買い上げる等その確保に努めるものとする。

(住民の責務)

第8条 住民は、社会環境及び自然環境の保全並びに育成について自ら努めるとともに、これらに関する町の施策についても協力しなければならない。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、社会環境及び自然環境の保全並びに育成について自ら努めるとともに、これらに関する町の施策についても積極的に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動によって、良好な社会環境及び自然環境を侵害しないようその責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

第2章 社会環境の保全

第1節 公共施設等の保全管理

(公共の場所の清潔の保持等)

第10条 何人も、道路、公園、広場、河川、水路その他公共の場所を汚損し、又は不法に占有してはならない。

(公共の場所の管理者の義務)

第11条 前条に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔の保持のため、必要な措置を講じなければならない。

(土地建物等の清潔の保持)

第12条 住民及び事業者は、その所有、占有、又は管理する土地、建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して、地域の良好な環境を保全するよう努めなければならない。

(工事施行者の義務)

第13条 土木工事、建築工事、その他の工事を行う者は、その工事に関し、資材、廃材等が道路等に飛散、脱落、流出又は堆積しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 工事を施行するために現場に仮設建築物を設ける場合は、町長に届け出るとともに、良好な環境をそこなうことのないようにしなければならない。

(印刷物等の配付者の清掃義務)

第14条 道路、公園、広場、その他公共の場所において印刷物その他の物(以下「印刷物等」という。)を公衆に配付し、又は配付させた者はその場所及び周辺に印刷物等が散乱した場合にはすみやかに清掃し、その印刷物等を除去し、処分しなければならない。

(指導及び勧告)

第15条 町長は、第10条及び前2条の規定に違反し、公共の場所の環境を著しく害していると認められる者に対して、環境の悪化を阻止するため必要な措置をとることを指導又は勧告することができる。

第2節 あき地等の管理

(あき地、野つぼ等の管理)

第16条 あき地若しくは休耕地(以下「あき地等」という。)及び野つぼ、野井戸、池等(以下「野つぼ等」という。)の所有者及び占有者(以下「所有者等」という。)は、これらの場所の管理が適正でないため、事故が発生することのないよう常時適正な管理に努めなければならない。

2 前項の所有者等は、雑草の繁茂による犯罪、ごみの不法投棄の誘発及び蚊、ハエ、ねずみの発生並びに交通上の支障等を防止する等必要な措置を講じるとともに有害な雑草を除去し、処分しなければならない。

3 土地の所有者等は、その土地を物置場として利用している場合は、置かれている資材、薬品、廃棄物等による事故が発生しないよう適切な管理をしなければならない。

(転落等の事故の防止)

第17条 野つぼ等の所有者等は、人の転落等の危険防止のため必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する野つぼ等の所有者等は、事故防止措置とあわせ、その所有者又は管理する者を明らかにする表示を行わなければならない。

(助成の措置)

第18条 町長は、前条第1項の規定に基き事故防止施設の設置等の措置を行う所有者等に対し必要と認めた場合助成を行うものとする。

(指導及び勧告)

第19条 町長は、あき地等及び野つぼ等の管理について、第16条及び第17条第1項の措置をとるよう指導又は勧告することができる。

第3節 飼犬等の管理

(飼犬等の飼育)

第20条 飼犬、飼猫、その他の愛がん動物(以下「飼犬等」という。)の飼育者は、その飼犬等の性質、形状に応じた衛生管理をするとともに、人に危害を加えないよう適正な管理をし、ふん尿については飼育者の責任において処理しなければならない。

2 飼犬等の飼育者は、飼犬等が死亡又は不用となった場合は自らの責任で適切に措置しなければならない。

(指導及び勧告)

第21条 町長は、飼犬等の飼育により、近隣の環境を著しく害し、又は害するおそれがあると認めるときは、飼犬等の飼育者に対し、必要な措置をとるよう指導又は勧告することができる。

第4節 日照障害等の防止

(建築主等の事前調査等)

第22条 建築物等の建築主及び設計者(以下「建築主等」という。)は、建築物等を建築計画、設計しようとするときは、あらかじめその建築物等が附近に及ぼす日照の状況等について調査し、日照障害等附近の住環境を悪化させないよう必要な措置を講じなければならない。

(放送電波受信障害の防止)

第23条 建築物及び工作物等を設置又は変更したことにより近隣に放送電波の受信障害を生じさせたとき、その原因者は、共同受信設備を設置する等放送電波受信障害の排除のために必要な措置を講じなければならない。

第5節 広告宣伝行為等

(広告宣伝行為の原則)

第24条 何人も屋外において広告物により広告宣伝行為を行うにあたっては、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び大阪府屋外広告物法施行条例(昭和24年大阪府条例第79号)を遵守し、社会環境を乱すことのないようにしなければならない。

(必要な指導)

第25条 町長は、前条の広告宣伝行為について、大阪府、その他の行政機関と協力し、必要な指導をしなければならない。

第3章 自然環境の保全

第1節 緑化の推進

(緑化活動の推進)

第26条 町は、設置又は管理する道路、公園、広場、教育施設、庁舎、その他利用し得るすべての公共施設における緑化を推進するため樹木等の植栽に努めなければならない。

2 住民及び事業者は、自己の利用し得るすべてのあき地に植樹又は草花を植えるように努めなければならない。

3 町長は、住民の緑化意識の高揚に努めるとともに、前項の規定に基づき緑化を推進する者又は団体に対し必要と認める場合苗木(種子を含む)の供与、緑化の相談等の措置を講ずるものとする。

第2節 保護樹木

(保護樹木等の指定)

第27条 町長は、良好な環境を維持するために保護すべき樹木をその所有者等の同意を得て保護樹木として指定することができる。

(標識の設置)

第28条 町長は、保護樹木等を指定したときは、その保護樹木等の所在する土地にこれを表示する標識を設置しなければならない。

2 前項に規定する土地の所有者等は、正当な理由がない限り同項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を移転、除去、汚損又は損壊してはならない。

(所有者等の保護義務)

第29条 所有者等は、保護樹木等の枯損の防止、その他その保護に努めなければならない。

2 所有者等が変更したときは、新たに所有者等になった者は遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(行為の制限)

第30条 何人も、保護樹木等を損傷し、又は伐採してはならない。ただし、所有者等が保護に必要なと認めるときは、町長の許可を得て伐採等を行うことができる。

(指定の解除)

第31条 町長は、保護樹木等について、滅失、枯死、又は公益上その他特別の理由があるときは、保護樹木等の指定を解除し、これを所有者等に通知するものとする。

2 所有者等は、町長に対し、保護樹木等について前項の規定による指定解除の申請をすることができる。

(助言、指導及び助成)

第32条 町長は、保護樹木等の枯損の防止、その他その保存に関し必要があると認めるときは、所有者等に対し、必要な助言、指導又は助成を行うことができる。

第4章 文化環境の保全

(文化財の保護)

第33条 忠岡町教育委員会は、文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の保護に関し、監督庁の指導のもとに必要ながあると認めるときは、所有者等に対し、助言、指導又は助成をすることができる。

2 何人も、文化財の保護に関する諸規定を遵守するとともに、文化財の保護に関する施策及び指導に従い、文化財を消滅、破壊、又は損傷する等その価値を減少させることのないようにするとともに、すすんでその保護に努めなければならない。

第5章 環境保全審議会

(設置)

第34条 町長の附属機関として忠岡町環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ良好な環境の確保に関する必要な事項を調査、審議し、その意見を答申するとともに、紛争が生じたときは、紛争解決のあっせん、調停に当たるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

第6章 補則

(立入検査)

第35条 町長は、この条例の施行に関し、必要な限度において職員に土地又は建築物に立ち入り、関係設備その他を検査させ、又は関係者に対し必要な指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(委任規定)

第36条 この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 組織体制

本町においては、環境行政の事務事業について、産業住民部生活環境課が所管しており、忠岡町事務分掌条例に基づき、以下のとおり実施しています。(令和8年3月末現在)

【忠岡町事務分掌条例施行規則 抜粋】

- 1 自然環境及び社会環境の保全に関すること。
- 2 環境保全審議会に関すること。
- 3 緑化の推進に関すること。
- 4 公害防止対策の指導及び公害の苦情処理に関すること。
- 5 伝染病の予防及び消毒に関すること。
- 6 そ族、寄生虫及び昆虫駆除に関すること。
- 7 狂犬病の予防及び犬猫の死体の処理に関すること。
- 8 鳥獣の捕獲等の許可及び飼養の登録事務等に関すること。
- 9 ごみ、し尿の処理に関すること。
- 10 エイフ・ボランタリーネットワークに関すること。
- 11 廃棄物の減量化・リサイクルに関すること。
- 12 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- 13 その他環境保全、衛生及び清掃に関すること。

(3)忠岡町環境保全審議会

ア 環境保全審議会条例

昭和51年12月23日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、忠岡町環境保全条例(昭和51年忠岡町条例第20号)第34条の規定に基づき、忠岡町環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 町議会議員 3人

(2) 学識経験を有する者 3人

(3) 地域代表 9人

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、産業住民部生活環境課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年5月29日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月12日条例第2号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月12日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月5日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月5日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年5月6日から施行する。

附 則(令和5年12月21日条例第19号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

イ 環境保全審議会委員名簿(忠岡町環境基本計画策定時点)

区分	氏名	所属・役職	備考
1号委員 (忠岡町議会議員)	今奈良 幸子	忠岡町議会議員	
	小島 みゆき	忠岡町議会議員	
	田辺 みき	忠岡町議会議員	
2号委員 (学識経験者)	下村 泰彦	大阪公立大学 名誉教授	副会長
	竹中 規訓	大阪公立大学現代システム科学研究科 教授	会長
	黒田 桂菜	大阪公立大学現代システム科学研究科 准教授	
3号委員 (地域代表)	大西 隆	忠岡町商工会 会長	
	加藤 育弘	忠岡町文化協会 会長	
	吉田 幸代	忠岡町婦人団体協議会 会長	
	松阪 一夫	忠岡町自治会連合会 会長	
	山川 秀樹	忠岡町自治会連合会 副会長	
	石井 裕高	忠岡町自治会連合会 副会長	
	前川 幸一郎	忠岡町農業委員会 会長	
	勝元 伊一郎	忠岡町漁業組合 組合長	
	内藤 清二	(一社)大阪木材コンビナート協会 事務局長	

2 地球環境

(1) 温室効果ガス排出量の状況

ア 町の事務事業における排出量

本町の事務事業における温室効果ガス排出量の状況は以下のとおりです。本町の事務事業における令和6(2024)年度の温室効果ガス排出量は1,291,491kg-CO₂で、平成25(2013)年度(基準年度)から約29.5%減少しています。

年度	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ /年)	目標削減割合 (2013年度実績値比)
平成25(2013)年度	1,832,778 (実績値)	-
令和6(2024)年度	1,291,491 (実績値)	▲29.5%
令和12(2030)年度	989,700 (目標値)	▲46%

イ 町域における排出量

本町の二酸化炭素排出量の状況は以下のとおりです。本町における令和4(2022)年度の二酸化炭素排出量は90,691t-CO₂で、平成25(2013)年度(基準年度)から減少しています。製造品出荷額や自動車保有台数など活動量が増加していますが、電力排出係数の低減により、排出量は基準年度の平成25(2013)年度より29,319t-CO₂減少しています。

※各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。

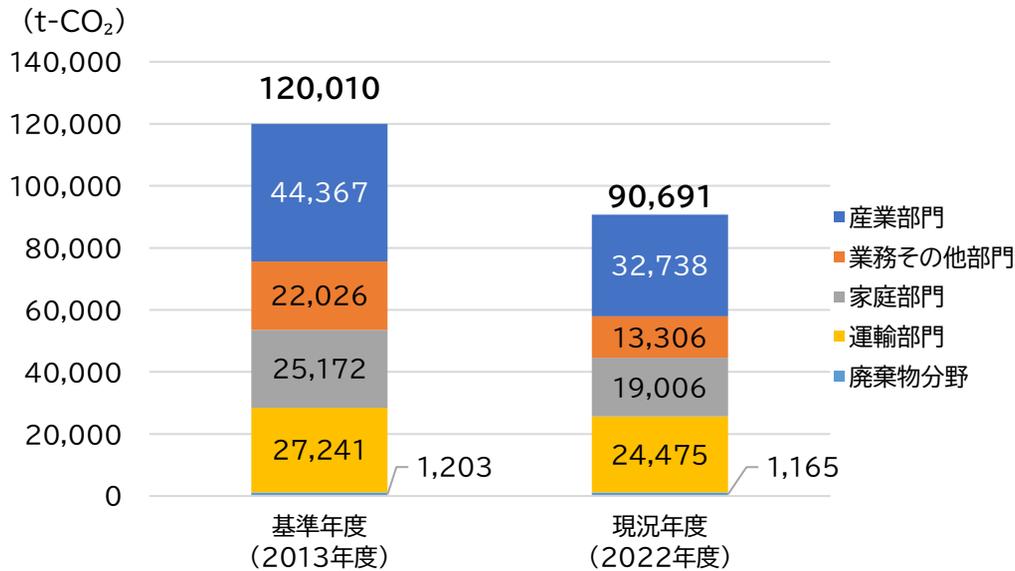
基準年度及び現況年度の排出量等の状況

区分		平成25(2013)年度(基準年度)			令和4(2022)年度(現況年度)			基準年度比	
		活動量※1	単位	排出量 (t-CO ₂ /年)	活動量※1	単位	排出量 (t-CO ₂ /年)		
産業部門	製造業	502	億円	43,668	708	億円	32,143	73.6%	
	建設業・鉱業	422	人	699	353	人	595	85.1%	
	農林水産業	0	人	0	0	人	0		
業務その他部門※2		4,630	人	22,026	4,373	人	13,306	60.4%	
家庭部門		17,888	人	25,172	16,675	人	19,006	75.5%	
運輸部門	自動車	旅客	7,700	台	14,093	8,042	台	11,504	81.6%
		貨物	2,632	台	13,148	2,834	台	12,971	98.7%
廃棄物分野	一般廃棄物	4,010	トン	1,203	3,883	トン	1,165	96.8%	
合計				120,010			90,691	75.6%	

※1活動量について、製造業は製造品出荷額、建設業・鉱業、農林水産業、業務その他部門は従業員数、家庭部門は人口、運輸部門は自動車保有台数、廃棄物分野は直接焼却量としている。なお、活動量のデータは、産業部

門・業務その他部門は「経済センサス活動調査」、家庭部門は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、運輸部門は「自動車保有車両数統計電子データ版」、廃棄物分野は「一般廃棄物処理実態調査」のもの。

※2業務その他部門に該当する南大阪湾岸流域下水道の施設については、大阪府が管轄するため対象外とし、実数値ではなく「自治体排出量カルテ」の値を採用した。



二酸化炭素排出量の現況

なお、本計画では、環境省により毎年公表されている「自治体排出量カルテ」の温室効果ガス排出量のデータを用いて現状の二酸化炭素排出量を算定しています。「自治体排出量カルテ」による二酸化炭素排出量の算定対象部門、算定方法の概要は、以下のとおりです。

自治体排出量カルテによる部門別算定方法

部門	推計方法
産業部門 (製造業)	製造業から排出されるCO ₂ は、製造業の製造品出荷額等に比例すると仮定し、都道府県の製造品出荷額等当たり炭素排出量に対して、市区町村の製造品出荷額等を乗じて推計 <推計式> 市区町村のCO ₂ 排出量 = 都道府県の製造業炭素排出量 / 都道府県の製造品出荷額等 × 市区町村の製造品出荷額等 × 44 / 12
産業部門 (建設業・鉱業)	建設業・鉱業から排出されるCO ₂ は、建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> 市区町村のCO ₂ 排出量 = 都道府県の建設業・鉱業炭素排出量 / 都道府県の従業者数 × 市区町村の従業者数 × 44 / 12
産業部門 (農林水産業)	農林水産業から排出されるCO ₂ は、農林水産業の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> 市区町村のCO ₂ 排出量 = 都道府県の農林水産業炭素排出量 / 都道府県の従業者数 × 市区町村の従業者数 × 44 / 12

業務その他部門	業務その他部門から排出される CO ₂ は、業務その他部門の従業者数に比例すると仮定し、都道府県の従業者数当たり炭素排出量に対して、市区町村の従業者数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{ 排出量} = \text{都道府県の業務その他部門炭素排出量} / \text{都道府県の従業者数} \times \text{市区町村の従業者数} \times 44 / 12$
家庭部門	家庭部門から排出される CO ₂ は、世帯数に比例すると仮定し、都道府県の世帯当たり炭素排出量に対して、市区町村の世帯数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{ 排出量} = \text{都道府県の家庭部門炭素排出量} / \text{都道府県の世帯数} \times \text{市区町村の世帯数} \times 44 / 12$
運輸部門(自動車)	運輸部門(自動車)から排出される CO ₂ は、自動車の保有台数に比例すると仮定し、全国の保有台数当たり炭素排出量に対して、市区町村の保有台数を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{ 排出量} = \text{全国の自動車車種別炭素排出量} / \text{全国の自動車車種別保有台数} \times \text{市区町村の自動車車種別保有台数} \times 44 / 12$
一般廃棄物	一般廃棄物から排出される CO ₂ は、市区町村が管理している一般廃棄物焼却施設で焼却される非バイオマス起源の廃プラスチック及び合成繊維の量に対して、排出係数を乗じて推計 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.8)」(令和4年1月)に基づき、プラスチック類比率には排出係数「2.77(t-CO ₂ /t)」、全国平均合成繊維比率には排出係数「2.29(t-CO ₂ /t)」を乗じて推計 <推計式> $\text{市区町村の CO}_2\text{ 排出量} = \text{焼却処理量} \times (1 - \text{水分率}) \times \text{プラスチック類比率} \times 2.77 + \text{焼却処理量} \times \text{全国平均合成繊維比率}(0.028) \times 2.29$

※自治体排出量カルテ、「各部門の算出方法」より記載

現状すう勢ケースにおける二酸化炭素排出量は、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づき、二酸化炭素排出量が現状年と目標年の活動量の変化率のみに比例すると仮定して推計を行いました。(BAU 排出量 = 現状年排出量 × 目標年活動量 ÷ 現状年活動量)

なお、目標年の活動量の推計は以下に示す方法で部門別に推計し、外的要因として、電力事業者の取組による電源構成の改善を踏まえた電力の排出係数を反映しています。

部門別の活動量の推計方法

部門		推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額について、平成25(2013)年度から令和4(2022)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の製造出荷額を予測
	建設業・鉱業	従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度*の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
	農林水産業	従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度*の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
家庭部門		人口について、総合計画における人口推計を採用

業務その他部門		従業者数について、平成21(2009)年度から令和6(2024)年度*の16年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の従業者数を予測
運輸部門	自動車	自動車保有台数について、平成25(2013)年度から令和4(2022)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の自動車保有台数を予測
廃棄物		一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量について、平成25(2013)年度から令和4(2022)年度の10年間のデータを基に、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度の二酸化炭素排出量を予測

※経済センサス活動調査により、5年ごとの数値更新であるため、令和6(2024)年度までは令和2(2020)年度と同数値で推移すると仮定。

※「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づき、活動量の選定、予測を行う。

(2)再生可能エネルギーの導入状況

ア 公共施設における導入状況

公共施設における再生可能エネルギーの導入状況について、太陽光発電が3箇所に設置されています。合計設備容量は0.09MW、発電電力量は85MWh/年となっています。

公共施設における再生可能エネルギーの導入状況(令和6年度実績)

施設名称	設備容量[MW]	発電電力量[MWh/年]
忠岡中学校	0.04	47.79
忠岡小学校	0.02	12.15
東忠岡小学校	0.03	25.10
合計	0.09	85.04

イ 町域における導入状況

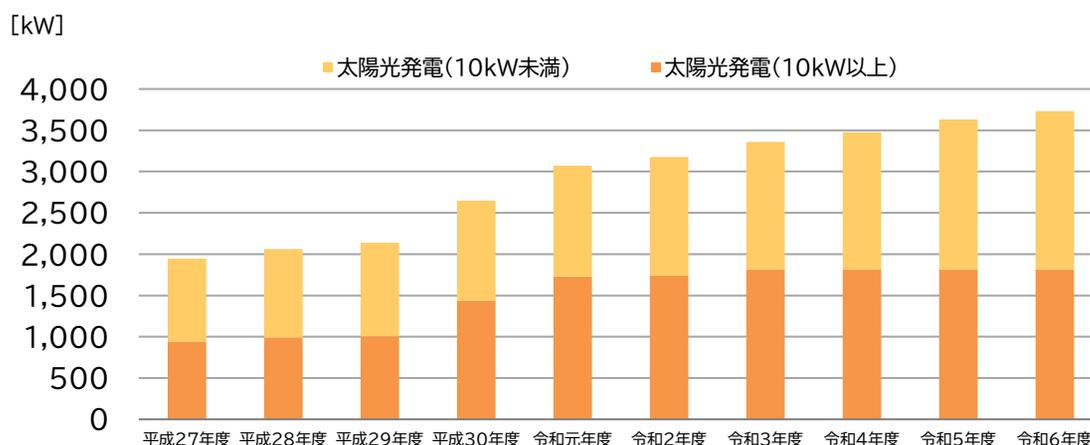
本町における再生可能エネルギー導入状況の推移をみると、太陽光発電は増加傾向にあります。FIT・FIP制度における風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電については、導入実績がありませんでした。

町域における再生可能エネルギーの導入状況(令和6(2024)年3月末時点)

発電種別※	設備容量[MW]	発電電力量[MWh/年]
太陽光発電(10kW未満)	1.914	2,297
太陽光発電(10kW以上)	1.818	2,405
風力発電	0	0
水力発電	0	0
地熱発電	0	0
バイオマス発電	0	0
合計	3.732	4,702

※FIT(再生可能エネルギーの固定価格買取制度を指し、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。)

FIP(FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム(補助額)を上乗せする制度。)対象の設備



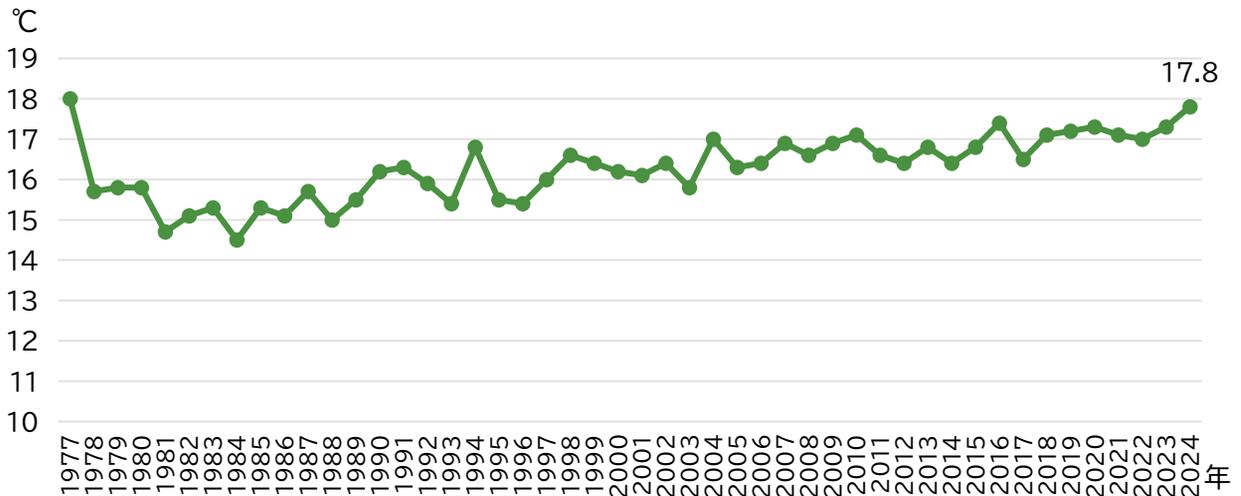
自治体排出量カルテ及び資源エネルギー庁公表「再生可能エネルギー発電設備導入状況」のデータを基に作成

再生可能エネルギー導入状況の推移

(3) 気候変動の推移と影響

ア 平均気温推移

堺観測所における年平均気温は上昇傾向にあり、令和6(2024)年の年平均気温は17.8℃でした。

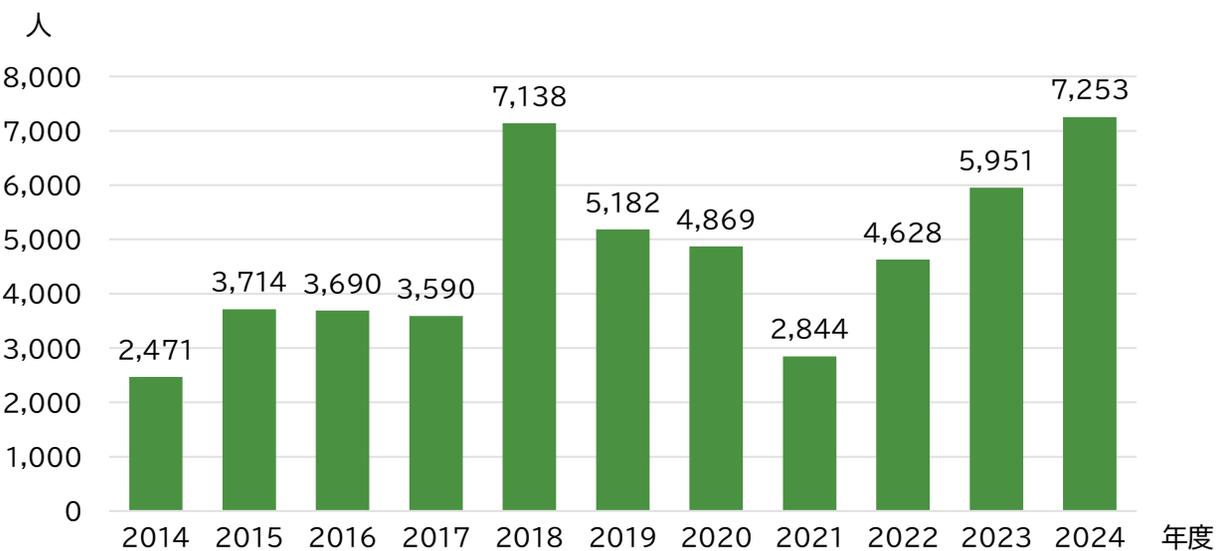


気象庁「過去の気象データ」を基に作成

堺観測所における年平均気温の推移

イ 熱中症による救急搬送人員数

大阪府内の熱中症による救急搬送人員数は令和6(2024)年度に7,253人となり、昨年度より1,302人増加しています。



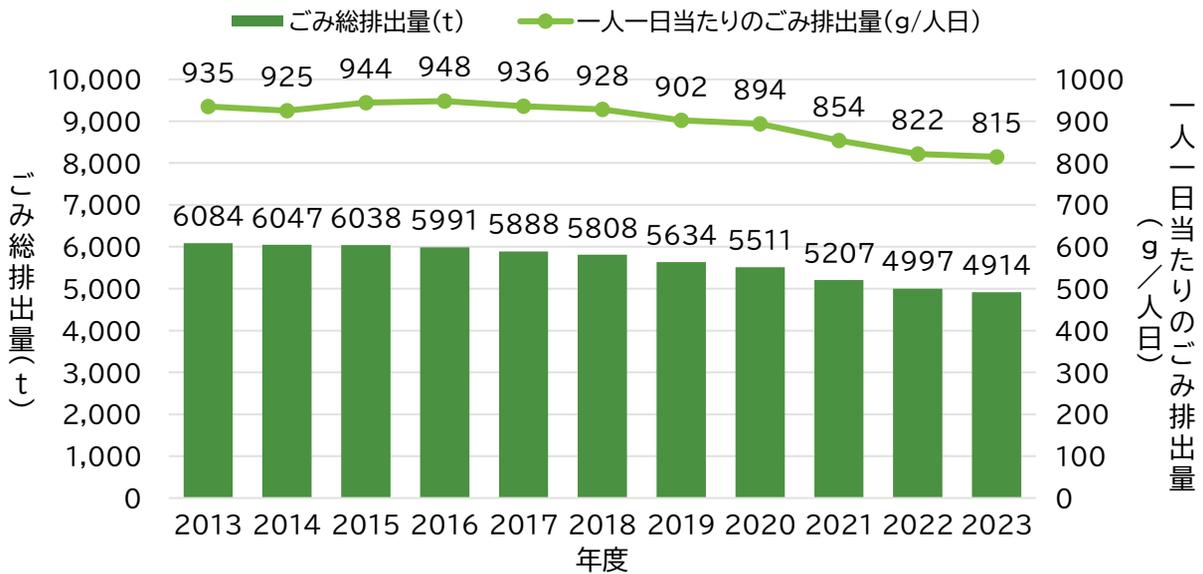
大阪府「熱中症による救急搬送状況」のデータを基に作成

大阪府の熱中症による救急搬送人員数の推移

3 資源循環

(1)ごみの排出量

本町のごみの総排出量及び一人一日当たりのごみ排出量は、住民、事業者、行政が一体となった取組により減少傾向にあり、令和5(2023)年度実績について、住民一人一日当たりのごみ排出量は大阪府の877g/人日、全国の851g/人日を下回っています。



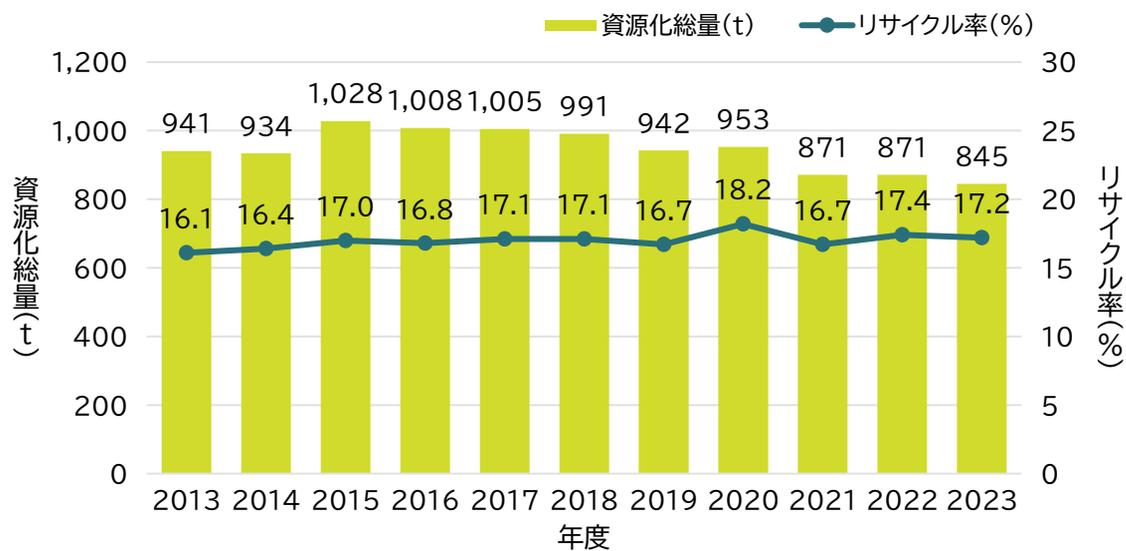
環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」のデータを基に作成

ごみ総排出量及び一人一日当たりのごみ排出量の推移

(2)リサイクル

本町の資源化総量は、平成25(2013)年度と比較して、減少傾向にあります。

また、リサイクル率については、平成25(2013)年度から令和5(2023)年度の間に約1.1%増加しており、一定の改善が見られます。



環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」のデータを基に作成

資源化総量とリサイクル率の推移

4 生活環境

(1) 大気

ア 一般大気

大気汚染状況について、本町には観測を行う測定局はありませんが、岸和田市の岸和田中央公園（一般環境大気測定局）、天の川下水ポンプ場（自動車排出ガス測定局）、泉大津市の泉大津市役所（一般環境大気測定局）、において、常時監視が行われています。

■一般環境大気測定局（一般局）

一般環境大気測定局は、大気汚染防止法第22条に基づいて、環境大気の汚染状況を常時監視（24時間測定）する測定局です。住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置されます。

■自動車排出ガス測定局（自排局）

自動車排出ガス測定局は、大気汚染防止法第20条及び第22条に基づいて、自動車排出ガスによる環境大気の汚染状況を常時監視（24時間測定）する測定局です。設置区域は、人が常時生活し、活動している場所で、自動車排出ガスの影響が最も強く現れる道路端又はこれにできるだけ近接した場所が望ましいとされています。

■有効測定局

年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を「有効測定局」とし、環境基準の評価は有効測定局に対して行われます。ただし、光化学オキシダントは昼間の測定値（6～20時の1時間値）を1時間以上有する測定局です。

測定局及び測定項目

測定項目	一般局		自排局
	岸和田中央公園局	泉大津市市役所局	天の川下水ポンプ場局
二酸化硫黄(SO ₂)	●	—	—
一酸化窒素(NO)	●	●	●
二酸化窒素(NO ₂)	●	●	●
一酸化炭素(CO)	—	—	平成2～10年度
光化学オキシダント(Ox)	●	●	—
浮遊粒子状物質(SPM)	●	●	●
微小粒子状物質(PM2.5)	●	●	—

(ア)二酸化硫黄(SO₂)

二酸化硫黄は、腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体であり、石炭や石油などの燃焼時に発生します。主要大気汚染物質のひとつとして、窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られています。二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こします。代表的な例として、昭和36(1961)年頃より発生した四日市ぜんそくがあげられます。

【環境基準】

■長期的評価

日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

■短期的評価

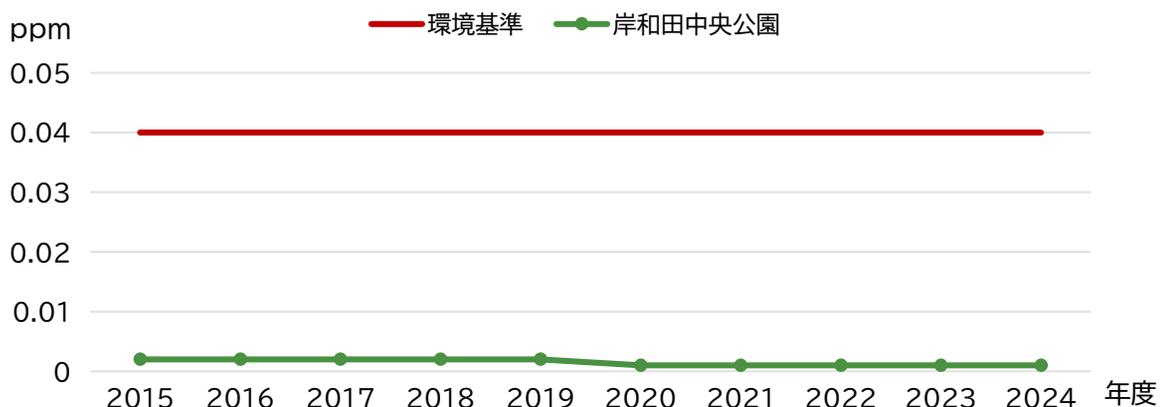
日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

【環境基準達成状況】

令和6(2024)年度観測結果では、二酸化硫黄は1測定局(岸和田中央公園)で観測を行っており、長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成しています。

二酸化硫黄濃度の結果(令和6(2024)年度)

測定局	種別	有効測定日数	測定時間		年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数		環境基準達成状況	
			日	時間		時間	%	日	%				日	長期	短期	
岸和田中央公園	一般局	362	8635	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.002	○	0	○	○		



大阪府「大気汚染物質濃度の年間測定結果の推移」基に作成

二酸化硫黄濃度の推移

(イ)二酸化窒素(NO₂)

二酸化窒素は、窒素の酸化物である赤褐色の気体で、主に自動車やボイラーなどの燃焼過程から発生します。燃焼時には一酸化窒素として排出され、大気中で酸化されて二酸化窒素となるほか、生物活動に由来する自然発生もあります。代表的な大気汚染物質の一つで、濃度の上昇により、せきやたんなどの呼吸器症状が現れ、高濃度では急性呼吸器疾患の発症リスクが高まることが知られています。年平均濃度は長期的にほぼ横ばいで推移していますが、都市部の自動車交通が集中する地域では依然として注意が必要です。

【環境基準】

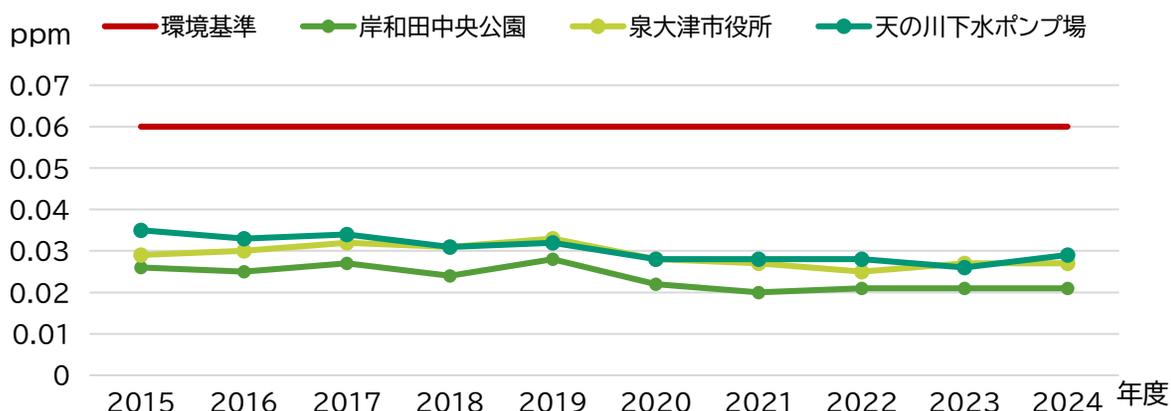
日平均値の年間98%値が0.04ppm から0.06ppm までの範囲内又はそれ以下であること。

【環境基準達成状況】

令和6(2024)年度観測結果では、二酸化窒素は一般局2局(岸和田中央公園、泉大津市役所)と自排局1局(天の川下水ポンプ場)で観測を行っており、すべての測定局で環境基準を達成しています。

二酸化窒素濃度の結果(令和6(2024)年度)

測定局	種別	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準達成項目
						時間	%	時間	%	日	%	日	%			
岸和田中央公園	一般局	362	8635	0.008	0.057	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.021	0	○
泉大津市役所	一般局	364	8630	0.010	0.062	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	○
天の川下水ポンプ場	自排局	363	8637	0.013	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0	○



大阪府「大気汚染物質濃度の年間測定結果の推移」基に作成

二酸化窒素濃度の推移

(ウ)一酸化炭素(CO)

一酸化炭素は、無味・無臭・無色で刺激のない気体で、炭素を含む物質が不完全燃焼することで発生します。主な発生源は自動車の排出ガスであり、このほか火災や喫煙中のたばこなどからも発生します。体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと強く結合し、血液の酸素運搬能力を低下させ、体内の酸素欠乏を引き起こします。低濃度でも健康に影響を及ぼすことがあり、高濃度では頭痛やめまい、意識障害を経て、重篤な場合には死亡に至るおそれがあります。このため、一定濃度以下に抑えるための環境基準が定められています。

【環境基準】

■長期的評価

日平均値の2%除外値が10ppm 以下であり、かつ日平均値が10ppm を超える日が2日以上連続しないこと。

■短期的評価

日平均値が10ppm 以下であり、かつ8時間値が20ppm 以下であること。

【環境基準達成状況】

令和6(2024)年度観測結果では、大阪府内の一酸化炭素を測定している測定局(一般局4局、自排局11局)において、環境基準の長期的評価及び短期的評価のいずれも環境基準を100%達成しました。

(エ)光化学オキシダント(Ox)

光化学オキシダントは、工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が、太陽光を受けて光化学反応を起こすことで生成されるオゾンなどの総称で、光化学スモッグの原因物質です。強い酸化力を持ち、高濃度になると眼やのどへの刺激、呼吸器への影響、農作物への被害を及ぼします。大気汚染防止法では、1時間値が0.12ppmを超え、汚染の継続が見込まれる場合に注意報が発令されます。さらに汚染が深刻な場合には警報が発令され、排出や自動車走行の抑制などの措置がとられます。注意報の発令日数は気象条件により年ごとに大きく変動します。

【環境基準】

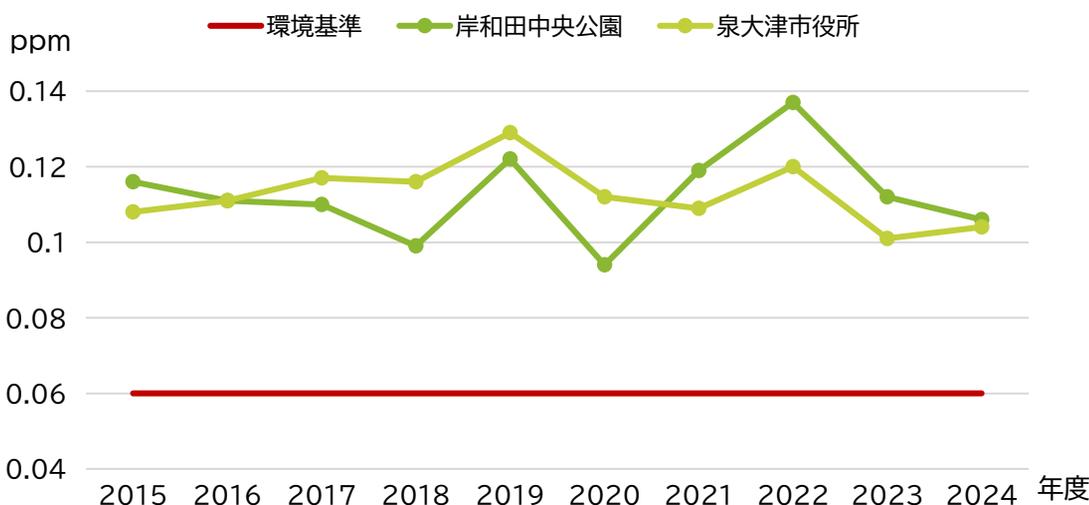
1時間値が0.06ppm以下であること。

【環境基準達成状況】

令和6(2024)年度観測結果では、光化学オキシダントは一般局2局(岸和田中央公園、泉大津市役所)で観測を行っており、いずれも環境基準を達成できない時間がありました。

光化学オキシダント濃度の結果(令和6(2024)年度)

測定局	種別	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその時間		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数とその時間		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年間平均値	環境基準達成状況
		日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
岸和田中央公園	一般局	365	5427	0.036	89	414	0	0	0.106	0.05	×
泉大津市役所	一般局	364	5401	0.036	87	390	0	0	0.104	0.05	×



大阪府「大気汚染物質濃度の年間測定結果の推移」基に作成

光化学オキシダント濃度の推移

(オ)浮遊粒子状物質(SPM)

浮遊粒子状物質は、大気汚染物質のうち粒子状物質に分類されるもので、粒子の直径が10マイクロメートル以下の非常に細かな粒子と定義されています。その小ささから軽く、大気中に長時間浮遊する特徴があります。主な発生源は、工場や事業場、自動車、船舶などで燃料が燃焼する際に生じるすすのほか、自動車の走行による道路粉じんの巻き上げや、大気中のガス状物質が化学反応により粒子化する二次生成粒子などがあります。粒子が小さいため気管に入りやすく、特に粒径が1マイクロメートル以下のものは肺の奥まで到達し、呼吸器疾患の原因となることがあります。

【環境基準】

■長期的評価

日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

■短期的評価

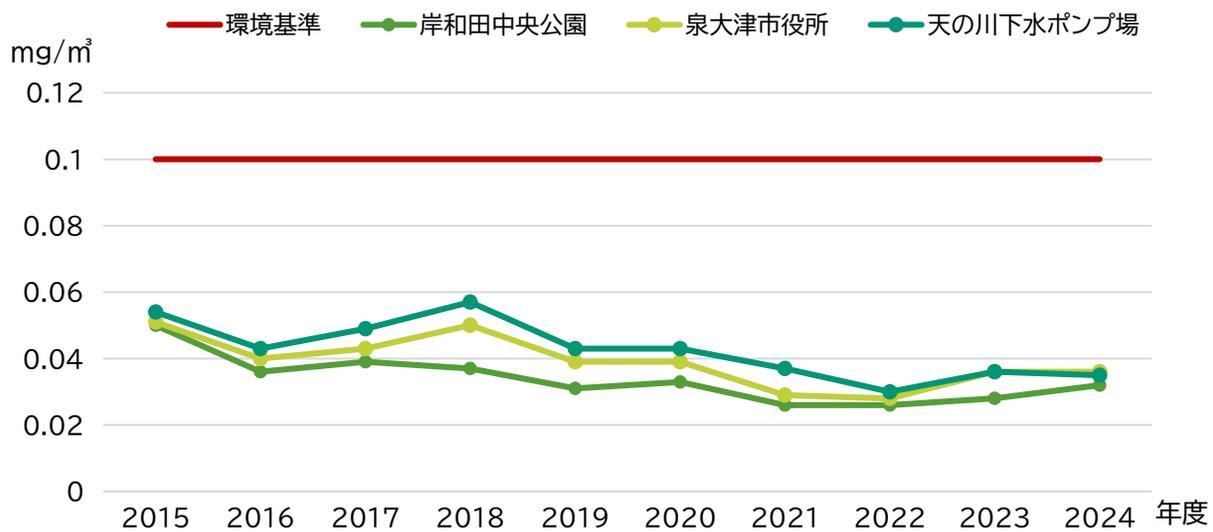
1時間値が0.20mg/m³以下であること、かつ日平均値が0.10mg/m³であること。

【環境基準達成状況】

令和6(2024)年度観測結果では、浮遊粒子状物質は一般局2局(岸和田中央公園、泉大津市役所)と自排局1局(天の川下水ポンプ場)で観測を行っており、長期的評価についてはすべての測定局で達成していますが、短期的評価については岸和田中央公園のみ達成しています。

浮遊粒子状物質濃度の結果(令和6(2024)年度)

測定局	種別	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準達成状況	
					時間	%	日	%					長期	短期
岸和田中央公園	一般局	362	8667	0.013	0	0.0	0	0.0	0.090	0.032	○	0	○	○
泉大津市役所	一般局	362	8661	0.014	0	0.0	1	0.3	0.155	0.036	○	0	○	×
天の川下水ポンプ場	自排局	362	8667	0.015	0	0.0	1	0.3	0.139	0.035	○	0	○	×



大阪府「大気汚染物質濃度の年間測定結果の推移」基に作成

浮遊粒子状物質濃度の推移

(カ)微小粒子状物質(PM2.5)

微小粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル以下の非常に小さな粒子を指し、大気汚染の原因物質の一つです。従来から対策が進められてきた浮遊粒子状物質(SPM)よりも粒径が小さく、気管を通過して肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。発生源には、物の燃焼により直接排出されるもののほか、硫酸化物や窒素酸化物、揮発性有機化合物などが大気中で化学反応を起こして生成されるものがあります。このため、環境基準が定められ、全国で常時監視が行われています。

【環境基準】

■長期的評価

年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

■短期的評価

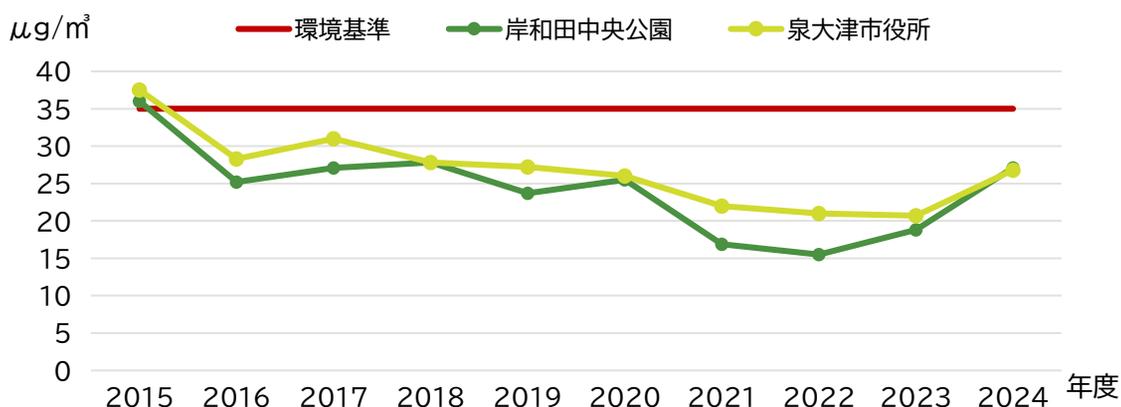
日平均値の年間98%値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

【環境基準達成状況】

令和6(2024)年度観測結果では、微小粒子状物質は2測定局(岸和田中央公園、泉大津市役所)で観測を行っており、長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成しています。

微小粒子状物質濃度の結果(令和6(2024)年度)

測定局	種別	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		98%評価による日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	環境基準達成状況	
						日	%		日	長期
岸和田中央公園	一般局	361	8657	9.7	27.1	3	0.8	0	○	○
泉大津市役所	一般局	362	8665	10.2	26.8	3	0.8	0	○	○



大阪府「大気汚染物質濃度の年間測定結果の推移」基に作成

微小粒子状物質濃度の推移

イ 大気ダイオキシン類

ダイオキシン類は毒性が強く、健康影響の未然防止の観点から、環境中濃度の把握が必要な物質です。大阪府及び府内の一部市※では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境中のダイオキシン類の常時監視を実施しています。

本町では、町内の状況把握を目的として、令和7(2025)年度に大気中のダイオキシン類調査を実施しました。

※府内の一部市：大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市

【環境基準達成状況】

令和7(2025)年度は、町内2地点(忠岡小学校、東忠岡小学校)において大気中ダイオキシン類の調査を実施しました。調査は夏季及び冬季の年2回、各回7日間の採取を行いました。

調査の結果、2地点ともに環境基準を下回る結果となりました。

また、大阪府が常時監視を実施した 23 地点については、令和 6(2024)年度の調査において、すべての地点で環境基準を達成しています。

大気ダイオキシン類調査の結果(令和7(2025)年度)

調査地点	環境基準	調査結果(夏季) 9/10-9/17	調査結果(冬季) 11/21-11/28	年平均値	環境基準 達成状況
忠岡 小学校	0.6pg-TEQ/m ³	0.012pg-TEQ/m ³	0.012pg-TEQ/m ³	0.012pg-TEQ/m ³	○
東忠岡 小学校		0.0085pg-TEQ/m ³	0.010pg-TEQ/m ³	0.0093pg-TEQ/m ³	○

(2)水質

河川の水質については、府が大津川流域の2測定地点(高津取水口、大津川橋)において定期的に水質調査を行っており、河川の水質汚濁を示す代表的な指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)[※]について、令和5年度においては、全測定地点で環境基準を達成しています。

※BOD(生物化学的酸素要求量):河川などの水の汚れの度合いを示す指標。水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量。

大津川のBOD75%値の推移(単位:mg/L)

測定地点	環境基準の類型	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高津取水口	B	2.8	3.1	2.5	1.7	1.9
大津川橋	C	3.1	2.6	2.4	2.4	2.1

※環境基準値:AA類型は1mg/L以下、A類型は2mg/L以下、B類型は3mg/L以下、C類型は5mg/L以下、D類型は8mg/L以下、E類型は10mg/L以下

大阪府「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」のデータを基に作成

また、海域の水質については、府が忠岡港沖において定期的に水質調査を行っていますが、海域の水質汚濁を示す代表的な指標であるCOD(化学的酸素要求量)[※]については、環境基準を達成できていません。

※COD(化学的酸素要求量):湖沼や海域などの水の汚れの度合いを示す指標。水中の有機物が酸化剤により酸化する際に消費される酸素量。

忠岡港沖のCOD75%値の経年変化(単位:mg/L)

測定地点	環境基準の類型	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
忠岡港沖(A-2)	A	3.2	3.1	2.9	3.6	2.8

※環境基準値:A類型は2mg/L以下、B類型は3mg/L以下、C類型は8mg/L以下

大阪府「令和5年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」のデータを基に作成

(3)騒音・振動

自動車騒音及び道路交通振動については、府道大阪臨海線の1地点において年次的に調査を行っております。自動車騒音については、昼間・夜間ともに環境基準値を超過しており、道路交通振動については、昼間・夜間ともに要請限度値を下回る結果でした。

一般地域における環境騒音測定結果

測定場所	騒音レベル (L_{Aeq})[dB]		環境基準値 [※] との比較 ○:基準値以下/×:基準値超過	
	昼間	夜間	昼間	夜間
馬瀬 2-17-2	64	47	×	×
忠岡南 1-12-30	55	46	○	×

※:環境基準値:地域類型 A、B ともに昼間55dB、夜間45dB

大阪府「令和5年度環境騒音モニタリング調査結果」のデータを基に作成

道路に面する地域における環境騒音測定結果

道路名	測定場所	騒音レベル (L_{Aeq})[dB]		環境基準値 [※] との比較 ○:基準値以下/×:基準値超過	
		昼間	夜間	昼間	夜間
府道大阪臨海線	忠岡南3-17	74	68	×	×

※:環境基準値:昼間70dB、夜間65dB

大阪府「令和5年度環境騒音モニタリング調査結果」のデータを基に作成

道路交通振動測定結果

道路名	測定場所	振動レベル (L_{10})[dB]		要請限度値 -:限度値以下/*:限度値超過	
		昼間	夜間	昼間	夜間
府道大阪臨海線	忠岡南3-17	57	49	-	-

※:要請限度値:昼間70dB、夜間65dB

大阪府「令和5年度環境騒音モニタリング調査結果」のデータを基に作成

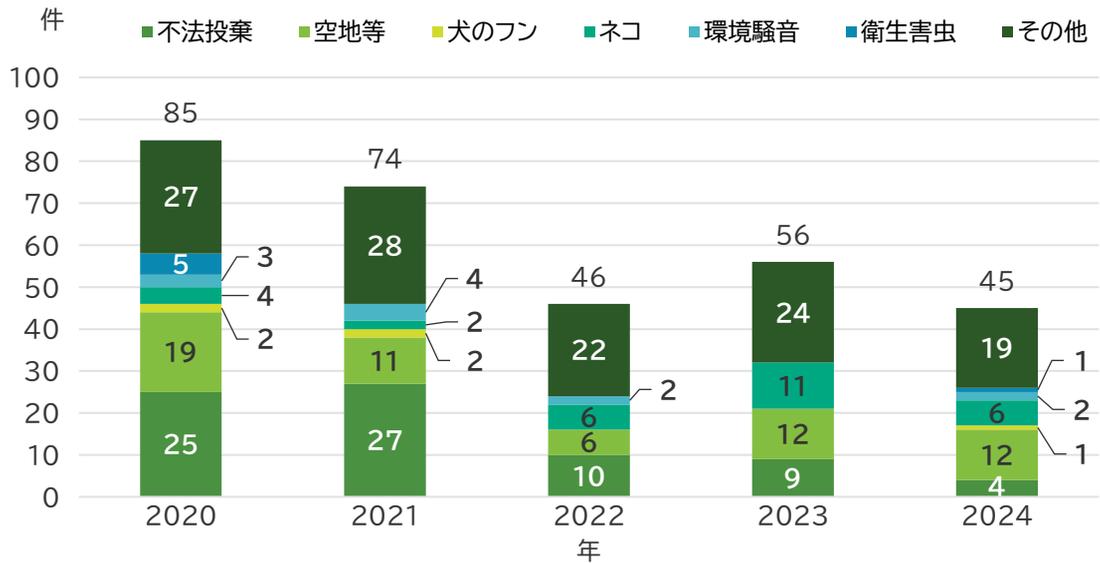
(4) 公害苦情件数

本町において、大気、騒音等の苦情件数は、年間で10件未満と低水準で推移しており、全体としては落ち着いた状況にあるといえますが、不法投棄やペットマナー等の生活環境の苦情件数は未だ40～50件程度発生しています。

公害苦情件数の推移(単位:件)

種別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
大気	0	0	0	0	1
騒音	0	0	1	3	1
振動	0	0	0	0	0
悪臭	8	4	1	1	6
水質	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	8	4	2	4	8

忠岡町事務報告のデータを基に作成



忠岡町事務報告のデータを基に作成

生活環境苦情件数の推移

令和7年度 忠岡町環境白書(忠岡町環境基本計画資料編)

令和8年(2026年)1月

発行/忠岡町 編集・制作/産業住民部 生活環境課

〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目 34 番1号

TEL:0725-22-1122(代表)